

4月1日  
から

# 子どもの各種医療費助成制度を 拡充します！



市では、医療費助成など、子どもの健全な成長をサポートするさまざまな取り組みを進めています。令和2年4月1日(水)から、子どもの各種医療費助成の拡充を実施。助成対象の拡大など、医療費の自己負担を軽減することで、子育て世帯を全力で応援します。今回は、拡充した助成内容を紹介します。

◎問い合わせ 【子ども医療費助成、母子・父子等医療費助成について】 こども課(緑色4番) ☎23-2684  
【重度心身障害者医療費助成について】 福祉課(水色6番) ☎23-2980

## 子ども医療費助成制度 (現・乳幼児医療費助成制度)

0歳児～未就学児を対象とした現制度が、対象年齢を小・中学生まで広げ、名称が「子ども医療費助成制度」となります。

拡充の対象児童(令和2年度に小学2年生～中学3年生となる児童)は、新規申請が必要ですが、

なお、令和2年度に小学1年生となる児童は、現制度を自動更新するため、申請は不要です。

### ●助成拡充の対象児童

小・中学生

※母子・父子医療費助成や重度心身障害者医療費助成など、その他の医療費助成を受けている児童は対象外

### ●医療機関での自己負担額

〔県内の医療機関で資格証を提出した場合〕

入院、調剤薬局
無料
通院
1医療機関で1カ月当たり200円 ※診療科が複数ある病院は、歯科と それ以外で別途負担が必要



※0歳児～未就学児は、現制度に引き続き、全て無料

〔県外で受診または、医療機関で資格証を提出しなかった場合など〕

入院、調剤薬局、通院

3割

※診療月の翌月から1年以内に、子ども課または、各総合支所市民生活課で、払い戻しの手続きが必要(領収書の原本を添付)

### ●資格取得の手続き

#### 〔新規申請〕

昨年12月に対象児童がいる世帯主へ申請書と返信用封筒を発送します。必要事項を記入し、3月中旬までに返送ください。

#### 〔転入の場合や、申請内容の変更〕

昨年12月以降に児童が本市に転入したり、申請後に健康保険証や届けた口座などの変更があった場合は、子ども課または、各総合支所市民生活課に届け出が必要です。

### ●資格証の発送

申請書の提出があった拡充の対象児童がいる世帯と、0歳児～未就学児のいる世帯へ、3月下旬に受給資格証を発送します。



## 母子・父子等医療費助成制度

今まで、1カ月当たり千円の自己負担が必要でしたが、助成内容を拡充し、小・中学生の医療費自己負担額が無料となります。



改正に伴い、全ての受給者へ、3月下旬に受給資格証を発送します。申請は不要です。

※中学卒業以降の助成内容は、現制度から変更はありません

### ● 助成拡充の対象児童

小・中学生

※重度心身障害者医療費助成など、

その他の医療費助成を受けている児童は対象外

### ● 医療機関での自己負担額

〔県内の医療機関で資格証を提出した場合〕

入院、調剤薬局、通院  
無料

〔県外で受診または、医療機関で資格証を提出しなかった場合など〕

入院、調剤薬局、通院

3割

※診療月の翌月から1年以内に、子ども課または、各総合支所市民生活課で、払い戻しの手続きが必要（領収書の原本を添付）

## 重度心身障害者医療費助成制度

小学生より20歳未満の子を持つ保護者の所得制限を撤廃します。また、「重度」区分の受給者のうち、20歳未満の受給者の医療費自己負担額が無料となります。

〔中度〕区分の小・中学生は、子ども医療費助成制度が優先適用になるため、子ども課へ申請が必要です。また、母子・父子等医療費助成制度を受給している「重度」区分の18歳未満の受給者は、重度心身障害者医療費助成制度が優先適用になるため、福祉課へ申請が必要です。

※〔中度〕区分の16歳以上および、「重度」区分の20歳以上の受給者の助成内容は、現制度から変更はありませんので、資格証の変更もありません

### ● 医療機関での自己負担額（「重度」区分の小・中学生）

〔県内の医療機関で資格証を提出した場合〕

入院、調剤薬局、通院  
無料



〔県外で受診または、医療機関で資格証を提出しなかった場合など〕

入院、調剤薬局、通院

3割

※診療月の翌月から1年以内に、福祉課または、各総合支所市民生活課で、払い戻しの手続きが必要（領収書の原本を添付）

### ● 医療機関での自己負担額（「重度」区分の16歳以上20歳未満の受給者）

〔県内の医療機関で資格証を提出した場合〕

入院  
1カ月当たり千円

調剤薬局、通院

3割

※全ての自己負担額を後日還付

〔県外で受診または、医療機関で資格証を提出しなかった場合など〕

入院、調剤薬局、通院

3割

※診療月の翌月から1年以内に、福祉課または、各総合支所市民生活課で、払い戻しの手続きが必要（領収書の原本を添付）

### ● 受給資格の手続き

その他の医療費助成制度から重度心身障害者医療費助成制度へ移行が必要な受給者に、案内を送付いたします。3月上旬までに申請ください。申請書を提出した移行者および「重度」区分の小・中学生へ、3月下旬に受給資格証を発送します。

## 注意事項

### ● 助成対象外

次の費用は、子ども医療費助成、母子・父子等医療費助成、重度心身障害者医療費助成の対象外となるため、自己負担が別途必要です。

- 入院時の食事負担金や室料差額、薬の容器代、おむつ代、予防接種費、検診などの保険外診療費
- 学校や保育所などでのけがや病気（日本スポーツ振興センター災害共済給付対象のため）

- 学校保健安全法に基づく医療費助成（医療券）を利用する場合
- 高額療養費や付加給付金などの助成額

### ● 協力ください

医療費節減のため、協力をお願いします。

- 診療時間内に受診しましょう
- 軽症のときは、救急外来を受診する「コンビニ受診」を控え、通常の診療時間帯はかかりつけ医を受診しましょう
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう